（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［イ　略］

ロ　通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

［ハ～ヲ　略］

二　二、四七一MHz以上二、四九七MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［イ　略］

ロ　通信方式は、スペクトル拡散方式を使用する単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

［ハ～ヌ　略］

三　五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［イ　略］

ロ　通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

［ハ～ヲ　略］

四　二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波であつて二四・七七GHz又は二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの

［イ　略］

ロ　通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

［ハ～ヨ　略］

［五　略］

第四十九条の二十七　超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波のみを使用するものは、次に掲げる条件にかかわらず、第三項又は第四項の各号に掲げる条件によることができる。

［一～八　略］

［2・3　略］

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　［同上］

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること。

［ハ～ヲ　同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　通信方式は、スペクトル拡散方式を使用する単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること。

［ハ～ヌ　同上］

三　［同上］

［イ　同上］

ロ　通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること。

［ハ～ヲ　同上］

四　［同上］

［イ　同上］

ロ　通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は複信方式であること。

［ハ～ヨ　同上］

［五　同上］

第四十九条の二十七　超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、超広帯域無線システムの無線局（屋内においてのみ運用されるものに限る。）の無線設備であつて、七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するものは、次に掲げる条件にかかわらず、第三項各号に掲げる条件によることができる。

［一～八　同上］

［2・3　同上］